

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 市が資本金その他これに準ずるものを出資している公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(2) 市内に主たる事務所を有する公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>法第2条第1項第4号</u>に規定する団体で規則で定めるもの</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 市が資本金その他これに準ずるものを出資している公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(2) 市内に主たる事務所を有する公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>法第2条第1項第3号及び第4号</u>に規定する団体で規則で定めるもの</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>